

7. 生 活 ・ 産 業

1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現

1 サステナブルファイナンスの先進都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室)

サステナブルファイナンスの先進都市の実現に向け、脱炭素化の実現に向けたトランジションファイナンスの推進やサステナビリティ実現に向けた規制改革等の推進について、アジアをけん引する姿勢で取り組むとともに、資産運用プレイヤーの集積や成長を支える取組など、国内外から投資を呼び込むための環境づくりを加速させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和 5 年 12 月 23 日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。加えて、令和 6 年 6 月 4 日には、意欲ある自治体と協働の上、国内外の金融・資産運用業者の集積、金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援、成長産業自体の振興・育成といった観点から取組を進めていくため「金融・資産運用特区実現パッケージ」を取りまとめ、東京都も対象地域とされたところである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。

また、今年 7 月には、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づき設立された「脱炭素成長型経済構造移行推進機構（通称：GX 推進機

構)」が業務を開始した。世界規模でGX実現に向けた取組が加速している中、脱炭素の取組を通じて経済成長を実現していく姿勢は非常に重要であり、これらが中堅・中小企業も含めた動きとなるよう、都とも連携し、取組の効果を高めていく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 国内資産運用業の活性化

- ア 金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させること。
- イ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。
- ウ 過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、新興資産運用業者に門戸を開くこと。
- エ 機関投資家から新興資産運用業者（EM）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。
- オ EMが自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるようにするため、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体がEMに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。

(2) 社会課題の解決に向けた投資を加速

- ア 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。また、GX推進機構が行う、債務保証等の金融支援等の取組においては、中堅・中小企業の取組加速の視点も持ち、都と連携して取り組むこと。
- イ 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、昨年策定された企業のサステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準に沿った日本版基準の早期最終化を後押しするとともに、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。
- ウ アジア諸国を含めたGX推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及・理解醸成に取り組むこと。
- エ インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、今春創設された「インパクトコンソーシアム」において、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを積極的に聴取し、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。
- オ カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取引拡大に資する取組を進めること。

（３）海外の資産運用業者を通じた投資を促進

- ア 国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。
- イ 海外からの投資を促進する観点から、国内ファンドの外国組合員に対するP E（恒久的施設）課税制度の免除要件緩和や、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に海外の機関投資家が投資した場合の海外への配当等に対しては租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず源泉徴収を行わないこととするなど、適切な措置を講じること。

（４）家計金融資産による投資を拡大

- ア 国が設立した「金融経済教育推進機構」において、講師派遣の担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。また、同機構において、退職金等のまとまった資金を受け取る機会の前に、資産運用に関する講座を提供すること。
- イ 2024年から導入されたN I S Aの新制度について活用が進むよう、安定的な資産形成の重要性や新たな制度の理解促進に取り組むこと。
- ウ 被相続人のN I S A口座内の資産について、相続人のN I S A口座へ年間投資上限額の別枠（但し、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。
- エ 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、「つみたて投資枠」の対象として指定されたインデックスにE S G指数を追加するなど、個人投資家のS D G s投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。
- オ i D e C oの拠出限度額の拡大等制度の改革を実現すること。
- カ 退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままでの受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・総務省・法務省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップへの資金拠出促進に向け、V C等の投資環境を巡る税制・規制改革を進めるとともに、ブロックチェーン技術の活用などWeb 3をリードする視点をもって取組を強化すること。また、海外からの支援の呼び込みに向け、投資やビジネス、生活環境等に関する規制の緩和に向けた議論を加速させ、早期に受入環境を実現させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

また、スタートアップ支援に関しては、国が「スタートアップ育成5か年計画」を、都はスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を打ち出し、共に取組を進めているところである。

国が掲げる「資産運用立国」を実現し、国が持続的に成長していくためには、世界の課題の解決に取り組むスタートアップ等の育成を強力に進めていく必要がある。必要な成長資金を呼び込み、成長を支える環境づくりを進める等、国と一体となった取組の推進が重要である。投資環境をめぐる規制等の改革のほか、投資家とスタートアップ等の成長企業のつなぎ手となる資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能の一層の強化に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

(1) スタートアップへの投資を拡大

- ア 世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。
- イ 投資信託等について、上場ベンチャーファンドに投資した個人に対する税制上の優遇措置の新設や、排出権等、組入可能な投資対象の拡大等を通じて、

個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。

(2) Web 3をリードする環境整備

ア Web 3の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、暗号資産の発行や流通に係る明確で安心・安全なルール整備に取り組むこと。とりわけ、セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、必要な環境整備を進めること。

イ ブロックチェーン技術を活用した新たな資産への投資環境を整備するため、地方自治体によるデジタル証券の発行が可能となるよう、法整備を行うこと。

(3) 海外から支援を呼び込むための環境整備

ア 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、都と連携した誘致活動の展開や海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みづくりなど、海外からの国内スタートアップへの投資規模拡充に向けた取組を強化すること。

イ スタートアップを取り巻く新しいビジネス環境の構築の障壁となっている規制や制度について、スタートアップやエコシステムプレイヤーへの積極的な聴取等により、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化につながる取組を進めること。

ウ 海外投資家向けのビザ活用が進むよう、家族などの帯同者等に関する規制の緩和実現に向けた検討を加速すること。

3 英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・法務省・文部科学省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・財務局・教育庁)

グローバルスタンダードなビジネス環境や外国人の在留・生活環境の整備を進めるとともに、エコシステムを支える人材の育成に関する取組を強化し、多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドを実現すること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和 5 年 12 月 23 日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和 6 年 6 月 4 日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

東京都が目指す国際金融都市を実現し、グローバルに資金・人材・技術・情報と呼び込むゲートウェイとして日本・アジア全体の成長に貢献していくためには、ビジネスや生活を支える高度なエコシステムを形成する必要があり、在留資格等制度面での環境整備に加え、英語での行政手続完結や英文 I R 情報開示等、海外からの国内市場へのアクセスを容易にするための支援策の拡充など、グローバルスタンダードな環境整備の推進が重要である。

<具体的要求内容>

(1) 英語対応等によるビジネス環境のグローバル化を推進

ア プライム市場における英文 I R 情報の開示の義務について、対象を順次、有価証券報告書などに拡大すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。

イ 国内企業の英文 I R 情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁等が開発した A I 翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。

ウ 都と FinCity.Tokyo が進める英文 I R 情報開示支援事業 (Disclosure G) の取組を全国で展開すること。

エ 海外企業による国内証券取引所への上場を推進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。

オ 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおけ

る英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。

カ 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「拠点開設サポートオフィス」に引き続き取り組むこと。

キ 東京開業ワンストップセンターにおける定款認証、法人設立登記等の手続について、英語による記載・申請を可能とすること。

ク 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。

ケ 国際仲裁の活性化が日本企業の海外進出や海外からの対日投資呼び込みに資するという取組意義等を十分に意識し、日本・東京を仲裁地・審問場所とするなど国際仲裁を利用しやすい環境の整備を進めること。国際仲裁に精通するグローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成や仲裁専用施設の整備に取り組むとともに、国際的な評価を高めるための取組の加速化を図ること。

コ ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。

サ 貿易分野のデジタル化に向けて、国際標準に基づくデータ連携を促進する仕組みなど、環境整備を着実に進めること。

(2) 在留・生活環境のグローバル化を推進

ア インターナショナルスクールの充実等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。

イ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。

ウ 東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、外国創業活動促進事業における在留資格緩和を早期に実現すること。また、高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労を可能とする在留資格緩和を早期に実現すること。

エ 海外のパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。

オ 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。

カ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域を拡大するなどの制度拡充を実現すること。

キ クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。また、外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。

(3) エコシステムを支える人材を育成

ア サステナブルファイナンスをはじめとする金融プロフェッショナル人材の育成やデータ整備等の取組を進めること。

- イ サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材や高度金融専門人材を支えるデータサイエンティスト、金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
- ウ 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びの在り方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。

2 スタートアップ支援の推進

1 スタートアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

起業数及びユニコーン数を拡大し、世界市場で打ち勝つスタートアップを育てていくため、都が進める「Tokyo Innovation Base (T I B)」に参画し、都及びT I Bに参画する関係者との密接な連携により、国内のイノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

<現状・課題>

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム創出に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。国は、「スタートアップ育成5か年計画」において、官民による我が国のスタートアップ育成策の全体像やグローバルスタートアップキャンパス構想を掲げており、昨年6月に打ち出したいわゆる「骨太の方針2023」においても、スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進など具体的な施策展開の方針を明らかにしており、様々なスタートアップ拠点の設置や計画が進行している。

また、都がスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において構想を掲げた「Tokyo Innovation Base (T I B)」は、今年5月のグランドオープン以降、スタートアップやその支援者が集まり交流する一大拠点となっている。これらの拠点をより効果的な場としていくために、都内各地の拠点との連携や多様な支援プログラムの提供など、国内エコシステムの一つの大きなネットワークを創り上げ、スタートアップ創出に社会全体で取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

T I Bにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイ

ヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ創出支援が展開されるよう、国のプログラムのT I Bでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

2 世界からスタートアップ支援者を呼び込むための取組の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を都と連携して一体的に進めること。

<現状・課題>

スタートアップが世界で活躍するためには、優れた技術を持つスタートアップが海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

一方で、日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げており、グローバルイベントの開催や海外のグローバルイベントの活用、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信を掲げ、様々な取組を進めている。

<具体的要求内容>

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じた世界に向けた情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

3 公共調達の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局
・デジタルサービス局)

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

<現状・課題>

国の「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。

一方で、公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

こうした中、令和6年度の本格稼働を目指しているデジタルマーケットプレイスは、スタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。

都は、政策目的随意契約に係る認定情報を自治体間で相互に活用できる仕組みの構築を進めているため、こうした取組を全国の自治体に周知し、参加を呼び掛けるなど、国においても都と連携して官民協働を促進するための取組を行うこと。

また、都や区市町村、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるように、サイトの検索機能や価格・仕様の比較機能などの充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

4 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルール
の明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進する
とともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等
や創業支援制度の規制緩和を行うこと。

<現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和5年度「規制改革実施計画」でスタートアップを促進する規制・制度見直しについて、令和6年5月31日「規制改革推進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、国と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

<具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。また、東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置、外国人創業活動促進事業の条件緩和について、検討を進めること。

5 公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局)

公立大学法人においても、大学発スタートアップに出資できる仕組みを早期に実現すること。

<現状・課題>

国立大学法人は、産業競争力強化法と国立大学法人法の改正により、令和4年4月から、民間ファンドに出資することができるようになり、大学発スタートアップに投資できるようになった。

一方で、公立大学法人においては、地方独立行政法人法によりベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等への出資ができない状況であったが、令和6年6月4日に公表された金融庁の金融・資産運用特区実現パッケージにおいて「公立大学法人においても、ベンチャーキャピタルやファンド等に対して、国立大学法人と同水準の範囲において出資を可能とする環境の整備に関し、国立大学法人の実績や公立大学法人のニーズ等を踏まえ、全国での適用措置等について検討し、2024 年中に結論を得る。」との方向性が示された。

<具体的要求内容>

今後、国が大学の出資機能の拡大を検討するに当たり、国内にある全ての大学が、自らの研究シーズや学生の力を生かして、スタートアップのイノベーションを起こせるよう、公立大学法人による投資が可能な枠組みを作ること。

当該枠組みにおいては、大学が自らの学生や研究者の起業するための資金投下を後押しし、大学の意思において出資ができる仕組みを検討し、早期に実現すること。

参 考

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

○参考条文

■地方独立行政法人法

（他業の禁止）

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

	成果活用促進事業者	技術移転機関 (承認 TLO)	特定研究成果活用 支援事業者	研究成果活用事業者	指定国立大学 研究成果活用事業者	教育研究施設管理等 事業者
	大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う又は、必要な研究等を企画・あっせんする事業者	大学における技術に関する研究成果の特許権の実施許諾等により民間事業者に移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援等を行う認定 VC・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者	大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー	大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進する事業を行う事業者
国立大学法人	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可
公立大学法人	出資可	出資可	出資不可	出資不可	出資不可	出資不可

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

■地方独立行政法人法施行令

（公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業

二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業

イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等（当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。）についての企画及びあっせん

ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

※ 平成 29 年 4 月地方独立行政法人法第 21 条が改正され、公立大学法人における出資対象が拡大

「大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。」

⇒ 技術移転機関（TLO）及び成果活用促進事業者への出資が可能に

6 アン트レプレナーシップ教育の推進

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局・産業労働局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育を実施すること。

<現状・課題>

これまで国では、次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）として、大学等に対してのプログラムを実施してきた。また中小企業庁においても、高校生に向けた「起業家教育事業」として起業家教育プログラムや出前授業を実施している。

また、国が発表した「スタートアップ育成5か年計画」では、アントレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等が示されている。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアントレプレナーシップ（起業家性）の育成を取組の柱に据えている。小中学校、高校における継続的なアントレプレナーシップ教育実施を進めており、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

しかし、令和4年のGlobal Entrepreneurship Monitorの調査では、起業家という職業を評価する国民の割合は23.7%と43か国中最下位と低く、挑戦者を応援する土壌が構築できていない。また、令和6年の日本財団の18歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は45.8%と6か国中最下位であった。日本では世界に比べて、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない現状がある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアントレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジや新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

<具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていたアントレプレナーシップ教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的なアントレプレナーシップ教育を実施すること。

3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進するとともに、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、太陽光パネルや衛星回線等を活用した基地局整備を補助対象として明記すること。さらに、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。
- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化^{じん}を国が責任を持って早期に進めること。

<現状・課題>

(1) 周波数帯別5G整備状況の開示

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする 5 G サービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった 5 G の特長を十分に発揮するには、s u b 6 帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「スマート東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「5 G の整備状況（令和 5 年度末）」（令和 6 年 8 月 30 日）では、都道府県別の人口カバー率のみが公表され、東京都は 99.8%であったものの、s u b 6、ミリ波といった周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況が開示されていない。

（２）補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、新たな補助制度では、整備済みエリアへ複数社が整備する場合への補助対象拡充が図られた一方、通信困難地域へ 1 社が新規整備する場合の補助については、補助率が 1 / 2 から 1 / 3 に引き下げられている。また、現在の基地局整備における国の整備補助については、太陽光パネルや衛星回線等を活用した基地局整備が対象として明記されていない。

（３）携帯電話基地局の強^{じん}靱化

令和 6 年能登半島地震では、伝送路の切断や停電等により基地局の停波が起きた。有事の際には、避難や救急・救命活動において通信が重要な役割を果たすため、首都直下地震や台風などの自然災害に備え、基地局の強^{じん}靱化を推進し通信を確保していくことが重要である。具体的には、国民の命を守るという観点から、発災後 72 時間の停電対策や衛星通信を活用した多重化など、災害時の拠点となる施設等の周辺における基地局の強^{じん}靱化を国が責任を持って早期に進めるべきである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- （１） 5 G による高速モバイルインターネット網の構築に向け、s u b 6 帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を定め、早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- （２） 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせ、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、通信困難地域へ 1 社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、太陽光パネルや衛星通信を

活用した基地局整備を補助対象として明記すること。さらに、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、非常用電源の 72 時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化^{じん}を国が責任を持って早期に進めること。

参 考

(1) から (3) まで国施策の根拠法令・計画

- ・ 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和 5 年 4 月 25 日発表）
- ・ 総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成 17 年 11 月 25 日総基移第 380 号 最終改正：令和 6 年 3 月 29 日総基移第 123 号）
- ・ 総務省「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）（昭和 62 年 2 月 14 日郵政省告示第 73 号）
- ・ 総務省「5G 普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書」（令和 6 年 7 月 17 日）

4 次世代モビリティの社会実装の推進

1 自動運転の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

L 4 自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全性確保に関わるより一層の事業者向け技術支援を進めるほか、初期投資への支援、国民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信等を拡充すること。

<現状・課題>

事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、車両走行に関わる事象に対して十分な対応ができるよう進められているが、自動運転車両が自ら完全な判断を行い、車両を制御するには至っていないのが現状である。

特に安全な走行について、地理的な条件や交通状況変化など、いわゆる自動運転制御に関わる地域的な対応については、主に事業者に委ねられており、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要している。

国は、こうした地域の特性に合わせた自動運転技術の開発に対し、加速度的に進歩する生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりを行うなど、効率的に安全性確保が計られるよう施策を推進すべきである。

また、最先端の技術を搭載する自動運転車両そのものが高価になる可能性があることに加え、高出力充電設備といったインフラ整備など、初期投資額が非常に大きい一方、バスやタクシー等を想定した場合、サービス対価が少額であり、初期投資の回収に相当の期間を要する。

他方で、日本においては短期的な収支見通しに基づいて投資判断がなされることが通例であり、自動運転のようなイノベティブな取組に対して、資金が投入される素地が十分に整っていない状況にある。

そのため、事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう支援を行うことが重要である。

加えて、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の社会受容性を高め、実装の担い手となっていただくことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する、意見交換する、自ら発信する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

さらに、自動運転の社会実装を円滑に進めていく上では、空港、駅前広場など、自動運転サービスのニーズが高いことが見込まれる公共施設等において、デマンド型の自動運転車両の乗降場所の確保が必要である。

そのため、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すことが求められる。

< 具体的な要求内容 >

早期に自動運転車両の安全性を確保するため、技術開発を行う際に、生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、環境整備に努めること。

また、自動運転の事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう初期投資への支援を行うこと。

加えて、国民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる情報を発信するほか、国民などが実感できる場づくりを行うこと。

さらに、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すこと。

2 「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、機体認証や管制、バーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めるとともに、社会受容性の向上に向けた取組や市街地での社会実装に向けた都のプロジェクト等への支援を推進すること。

< 現状・課題 >

国においては、空の移動革命に向けた官民協議会を設置し、令和4年3月に「空飛ぶクルマ」に関する基準の方向性が示され、令和5年12月に「バーティポート」整備指針が制定されるなど、制度の検討が進んでいる。

都においても、官民協議会の下に設置された離着陸場WGへの参画を図るとともに、新たに策定したロードマップの下、2030年代の市街地への実装に向け、機体認証や空域・運航基準など国の動向も踏まえ、SusHi Tech Tokyo2024で都内初となるデモフライトを実施するなど、社会受容性の向上、技術実装支援、離着陸場整備支援等を推進している。また、都内における離着陸場整備や空飛ぶクルマの活用事例創出に向け、機体メーカーや運航事業者等の民間事業者を含めた「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」を設立し、空飛ぶクルマの社会実装の実現の加速化を図っている。

「空飛ぶクルマ」が交通や観光、防災などあらゆる場面で活用され、地域の社会課題の解決を図るためには、安全性の確保はもとより、機体認証や管制、バーティポート整備条件など、その機体特性に合わせた制度設計が不可欠であり、特にバーティポートの整備が重要となる。現時点では、バーティポートはヘリポートに準ずるものとして整理がされているが、ヘリコプターに比べ騒音が小さく、また、「垂直離着陸」の飛行形態を持つ「空飛ぶクルマ」をヘリコプターと同列に扱うことは、都心部への導入の障壁となるおそれがある。また、都心部におけるビル屋上の活用などに対し、建築関連の法制度への対応が必要となる可能性も

考えられる。

加えて、未だ空飛ぶクルマに関しての認知度が低く、一層の社会受容性の向上に向けた取組が求められる。

< 具体的要求内容 >

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において機体認証や管制等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、市街地での飛行を見据え、進入表面の確保や、環境アセスメントなど各種法制度の柔軟な取扱いについて、適切な方向性を示すこと。なお、バーティポートの整備基準策定までの間においても、現行のバーティポートの整備指針について適宜見直しを図ること。

また、社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援するとともに、市街地での社会実装に向けた都のプロジェクト等について、必要な協力を行うこと。

5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

<現状・課題>

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、国際的な原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったことを契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和4年4月の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」、同年10月の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に続き、令和5年11月に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、物価高により厳しい状況にある事業者への支援や、堆肥等を肥料利用する取組への支援、飼料作物等の国産の利用拡大、国産木材の供給力強化等に取り組んでいる。

しかし、国際情勢等により、景気の先行きに不透明感がある中、原油や原材料価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化を図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

6 MICE推進施策の強化

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、MICE開催地としての魅力を積極的に海外に発信すること。
- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 国際競争力向上などの観点からIT関連業界等との連携や人材育成の取組を強化するとともに、大学等での国際会議等の誘致活動を適正に評価する仕組みの導入を働き掛けること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進によるMICE誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の影響により、東京でのMICE開催の件数は大きく減少し、MICEに関連する事業者はもとより都内の経済にも影響を及ぼした。

また、コロナ禍におけるハイブリッド開催の増加や気候危機等を背景とした国際的な脱炭素社会の実現に向けた意識の高まりなど、MICEを取り巻く状況は大きく変化し、都では、効果的なMICE誘致を展開するため、「東京都MICE誘致戦略 2023」を令和5年1月に策定した。

一方、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、コロナ禍での需要の変化を捉え、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

今後はこうした状況を踏まえ、国内でのMICE開催件数を着実に回復させ、経済や産業の活性化を後押ししていくことが必要である。このため、国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、MICE開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) MICEに関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の

動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、魅力的な都市を有するMICE開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、MICE業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、IT関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。

また、MICE誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働き掛けること。

- (4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にPRできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働き掛けを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

7 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
- (2) 観光目的で来訪する旅行者に対して、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

<現状・課題>

水際対策の緩和以降、訪日外国人旅行者数は着実に回復している。

回復した観光需要を積極的に取り込んでいくためには、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上や人手不足の解消に向けた取組等を強力に後押しする必要がある。

加えて、東京 2025 世界陸上競技選手権大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、2025 年日本国際博覧会等の大規模イベントを活用したプロモーションの展開や、現行の外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和措置を拡大していくことも有効である。

また、東京 2020 大会を契機に気運が高まった共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層推進すること。
 - ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
 - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図

るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

③ 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。

④ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、DXの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。

(2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。

(3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、東京 2025 世界陸上競技選手権大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、2025 年日本国際博覧会等の大規模イベントも活用し、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

8 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省・経済産業省)

(都所管局 産業労働局)

キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。

<現状・課題>

事業者は、原材料高や原油高による経営状況の悪化や、コロナ禍からの急速な需要の回復による人手不足など、様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者による「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施したところである。

こうした取組を通じて、キャッシュレス決済の普及は進展しつつあるが、キャッシュレス決済の手数料負担が重いこと等が更なる普及の課題となっている。

国が目標としている、「キャッシュレス決済比率を2025年6月までに4割超にする」ことを達成するためには、こうした中小・小規模事業者の現状を踏まえ、キャッシュレス化の更なる普及促進に向けた環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済の手数料負担低減などの環境整備を図ること。

9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成 27 年 4 月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成 28 年 5 月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等や、市民農園に附属する休憩所やトイレなどの農業用施設用地、屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 緑地確保の観点から、農地の所有者が死亡した際に課税される相続税について、物納が可能となるよう新たな制度を創設すること。その際、農地の評価額は宅地並みとするとともに、国有化された土地を自治体に貸与し、市民農園や NPO 法人等への活用を促すことなどにより、都市の緑地を保全する方策を積極的に講じること。

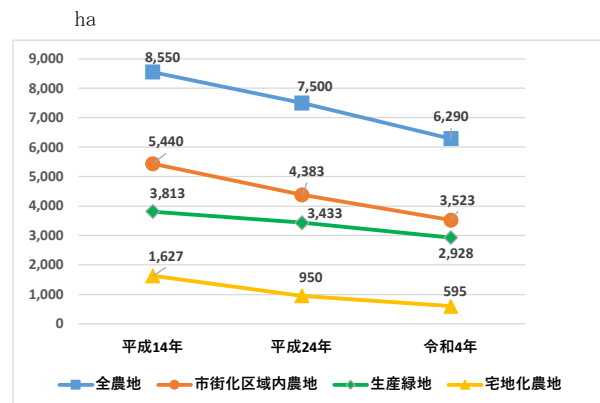
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約860haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付面積統計、東京の土地 2022

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象（田園住居地域を除く）

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政がぜい弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと。
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

10 ライフ・ワーク・バランスの推進

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、平成31年4月から順次施行され、令和2年4月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、令和5年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。また、令和6年4月から、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限規制が適用されている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小

企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

令和2年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、令和7年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、令和4年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- （1）中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、特に令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設事業や自動車運転の業務等に対して、改正法の周知啓発を行うとともに、引き続き、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- （2）全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- （3）中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。
- （4）中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	令和5年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	平成31年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	令和7年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	70%

(3) しわ寄せ防止対策の推進

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11月）の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差B i z」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員 30 人以上）のテレワーク導入率は約 6 割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題（コミュニケーション不足等）に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。また、令和 6 年 5 月に公布された育児・介護休業法の改正法では、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容にテレワークが追加されている。今後は、コロナ禍の緊急対策としてのテレワークから、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 育児・介護休業法に、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）にテレワークが追加されたことについて、企業への周知を徹底するとともに、テレワークを活用した柔軟な働き方等を促す施策を実施すること。
- (4) 自宅だけでなく身近な地域におけるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援

を行うこと。

- (5) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。
- (6) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参 考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

＜テレワーク戦略ビジョン＞

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
・人材活用	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

＜テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）＞

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業（令和6年度～）

育児・介護と仕事の両立支援を契機としたテレワークの導入を促進するため、テレワーク環境の構築や就業規則の見直し等に係る経費助成等を実施

○テレワーク定着強化事業（令和 6 年度～）

従業員ニーズや運用上の課題を踏まえ、新たなテレワークルールづくり（我が社のベストバランス）に取り組む企業へ奨励金（最大 40 万円）を支給

1 1 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者手帳を所持しない難病患者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率 2.7 パーセントへの段階的な引上げや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。
- (4) 障害者委託訓練については、多様なニーズに対応できるよう委託料の単価を引き上げること。

<現状・課題>

都における令和 5 年 6 月 1 日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.21 パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率 2.3 パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和6年度から2.5パーセント、令和8年度から2.7パーセントと段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が更に拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和6年4月から週10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者手帳を所持しない難病患者や発達障害者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が2.7パーセントへ段階的に引き上げられることや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入ノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。
- (4) 「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」については、応募者が少人数の場合でも多様な訓練が実施できるよう、委託料の単価を引き上げること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

各年 6 月 1 日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 29 年 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)
平成 30 年 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)
令和元年 (対前年比)	135,139.5 (2.6%)	39,599.0 (7.0%)	29,276.0 (16.8%)
令和 2 年 (対前年比)	136,369.5 (0.9%)	41,628.5 (5.1%)	33,494.0 (14.4%)
令和 3 年 (対前年比)	137,835.0 (1.1%)	44,114.5 (6.0%)	37,582.0 (12.2%)
令和 4 年 (対前年比)	138,907.0 (0.8%)	46,513.0 (5.4%)	43,055.5 (14.6%)
令和 5 年 (対前年比)	140,206.0 (0.9%)	48,549.0 (4.4%)	50,577.0 (17.5%)

※雇用者数（人）はカウント数

【障害者委託訓練】

○委託料の単価（集合訓練の場合）

訓練生 1 人当たり、上限月額 6 万円（1 か月当たり標準 100 時間）

○実施コース数及び中止コース数

	実施コース数	中止コース数（※）
令和 3 年度	227	36
令和 4 年度	272	47
令和 5 年度	290	28

※応募者がいるにもかかわらず、採算が取れないという理由で中止となったコース。

1 2 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、出産・育児等のライフステージの変化により、女性の正規雇用比率は30代以降下がっていく傾向にあり、また、女性の管理職割合は諸外国と比較し低い水準となっていることなどから、女性活躍を推進する施策の充実が必要である。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

また、令和4年7月には、301人以上の企業に対し同法に基づく男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化された。さらに令和5年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」には常時雇用労働者101人以上300人以下の企業への公表義務の対象拡大の検討を行うことが明記され、引き続き検討が進められている。

<具体的要求内容>

(1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

(3) 男女の賃金に差異があることから、その解消に向けた施策を講じること。

2 いわゆる「年収の壁」等への対応

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を着実に進めること。
- (4) くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

<現状・課題>

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約4割が就労している。その中には、一定以上の収入（106万円又は130万円）となった場合の、社会保険料負担の発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在する。都は、このような手当の見直しを行った企業に対して、新たに奨励金を支給することとしている。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）」では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大等に取り組むべき課題としており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）（令和6年6月11日決定）」では、「いわゆる「年収の壁（106万円・130万円）」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げ等に取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、さらに、次期年金制度改正において制度の見直しに取り組む。」とされている。

令和5年10月から実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」では、国における当面の対応として、（1）106万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設 ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、（2）130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（3）配偶

者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）を進め、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、さらに、制度の見直しに取り組むことや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用を促進している。

当面の対応とともに、就業調整を行っている短時間労働者の女性がいることを踏まえれば、いわゆる「年収の壁」に代表されるような、女性の就労の壁となっている制度・慣行についても、見直しを進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- （１）短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- （２）就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性、被用者保険加入のメリットなども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。
- （３）いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を国民年金制度との整合性等を踏まえつつ着実に進めること。なお、検討に当たっては、中小・零細企業の事業主負担に留意しつつ、当面の対応の効果を検証した上で進めること。
- （４）くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

1 3 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者には「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション&レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和 4 年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和 6 年 8 月末日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 48,638 件となり、都の政策連携団体等も 38 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

＜中小企業受注拡大プロジェクトの概要＞

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1 ＜ビジネスチャンス・ナビ＞

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



＜令和 3 年度までの組織委員会や国における位置づけ＞

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和 3 年 6 月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年 4 月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

1 4 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業における脱炭素化の取組を加速させるため、国が開設したカーボン・クレジット市場において、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで、取引が活性化されるよう、検討を進めること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰、円安進行などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）において「製品・サービス高付加価値化枠」を新設し、G X の分野を「成長分野進出類型」と分類し、革新的な製品・サービス開発の取組に必要な設備・システム投資等への支援を実施しているところである。

カーボンニュートラルの実現に向けては、企業活動においても、製造工程等から自社製品の輸送等のサプライチェーン（Scope 3）までを含めた温室効果ガスの削減が重要であり、取引先からカーボンニュートラルへの協力を要請される中小企業も増加している。そのため、国は中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発、排出量算定等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

また、脱炭素社会の実現に向けて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

令和5年2月には「G X 実現に向けた基本方針」が閣議決定され、エネルギー

安定供給の確保に向けた取組のほか、GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現を目指すこととなった。企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みである排出量取引（GX－ETS）が令和5年度より試行的に開始し、令和8年度より本格的に稼働する。あわせて、カーボン・クレジット市場を開設し、GX－ETSの目標達成に活用可能なJ－クレジットの市場取引を開始したが、その活性化が課題となっている。

< 具体的要求内容 >

- （１）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発、円滑な排出量算定等の更なる支援強化を図ること。
- （２）国が開設したカーボン・クレジット市場は、GXリーグにおける排出量取引制度（GX－ETS）の参加企業以外でも取引が可能であることから、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで取引が活性化されるよう、検討を進めること。

1 5 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援 の更なる充実

(提案要求先 公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済が本格的な回復に至るまでの間、その支援策の更なる充実を図ること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰、円安進行などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で影響を受けている中小企業を対象とした販路拡大支援や設備投資支援を展開するとともに、上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたりするなど、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。また、令和6年3月には、コスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて事業者名を公表し、価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。さらに、令和5年度補正予算において、物価高対策や賃上げに向けた取組を促す設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

こうした中で、企業物価指数の伸びは落ち着いてきたものの、日本商工会議所・東京商工会議所が令和6年2月に公表した資料では、65.6%もの中小企業が人手不足を感じる一方で、前向きな賃上げを行う余裕がある中小企業は24.4%にとどまるなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、事業を継続・発展させていくためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

<具体的要求内容>

経済が本格的な回復に至るまでの間、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図るとともに、適正な価格での取引推進に向けた仕組みについて、その実効性をより一層向上させること。

1 6 高齢者の就業を推進するための支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

<現状・課題>

東京都における令和4年度の65歳以上の求職者(都内ハローワーク)は65,338人で増加傾向だが、令和4年度における就職率は、若干上昇したものの19.5%(東京労働局)にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、更に高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和5年「高年齢者雇用状況報告書」(令和5年12月東京労働局)によると、都内の従業員21人以上の企業のうち、66歳以上になっても継続して働ける企業は34.2%である。

そして、令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法では、65歳から70歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して7項目(①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦NPO活動等への資金提供)のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められている。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2) 65歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。
- (3) 65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

1 7 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

エネルギー価格の高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生などに係る支援について、更なる充実を図ること。

<現状・課題>

中小企業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などによって、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国は、金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度やセーフティネット保証4号を、令和6年6月末で一部地域を除き終了した。令和6年7月より経営力強化保証制度が創設されたが、今後も中小企業の資金繰りを適切に支援していく必要がある。

加えて、国が公表した経済対策「再生支援の総合的対策」においては、保証付融資の増大や再生支援等のニーズの高まりを踏まえ、監督指針の改正や中小企業支援機関との連携など、経営改善・再生支援に重点を置いた支援を強化としているが、コロナ禍以降悪化した中小企業の経営を根本から改善する上で重要であり、一歩先を見据えた支援や更なる連携強化を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まる中、ウクライナ情勢やエネルギー関連の要因、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資の取扱い終了後においても、中小企業の資金繰りのひっ迫など、事業者が直面する課題に対する支援の充実を図ること。
- (3) 様々な社会経済情勢の影響に苦しむ中小企業の経営状況を踏まえ、経営改善・再生支援に重点を置いた施策の充実を図ること。

- (4) セーフティネット保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、感染症以外の資金繰り悪化要因も含めた指定や指定期間の延長等に適切に対応すること。
- (5) 信用保証協会や中小企業活性化協議会等の関係機関の連携強化に加え、監督指針改正による民間金融機関の人材活用・事業者のガバナンス向上に向けた支援など、個々の中小企業の状況や今後の事業展開を踏まえたきめ細かな支援を図るよう、関係機関へ要請を行うこと。

1 8 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること。
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること。

<現状・課題>

平成 16 年に国内で 79 年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和 2 年以降、毎年発生し、令和 4 年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

この間、国は家畜伝染病予防法に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行ってきた。

しかし、依然として本病の発生リスクは継続しており、ここ近年では鶏舎内にウイルスを持ち込む野鳥の侵入防止に効果があるといわれるウインドレス鶏舎での発生が複数例確認されている。また、発症した鶏の位置も鶏舎入口から離れた場所で確認されている。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例に係る疫学調査の迅速な実施と、今まで検討されていない全ての要因について検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者にとって、飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中で農場バイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経営的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例に係る疫学調査の迅速な実施と、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、考えられる全ての要因について実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

(2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の 2 分の 1 を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。